

関西学院短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び関西学院短期大学学則第10条の規定に基づき、関西学院短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

2 短期大学士の学位は、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

短期大学士（保育学）

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行うものとする。

(学位の名称)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「（関西学院短期大学）」と付記するものとする。

(学位の取消)

第5条 短期大学学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその榮譽を汚辱する行為があったときは、本学教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 短期大学学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

3 第1項の議決をするには、本学教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位記の様式)

第6条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、本学教授会で決定する。

附 則

1 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

2 この規程は、2020年（令和2年）10月1日から改正施行する。

3 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。

別記様式

第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学 保育科 所定の課程を修めて本学を卒業した
ことを認め 短期大学士（保育学）の学位を授与する

年 月 日

関西学院短期大学

学 長 ○ ○ ○ ○ 印